○国土交通省告示第千百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―551号	仕切り甲板（A30級）	ＳＤＡ30（ＳＥＡＳＬ620）	ROCKWOOL International A／S	DK―2640　Hedehusene, Kingdom of Denmark
第Ｆ―552号	仕切り甲板（A30級）	ＳＤＡ30Ⅱ（ＳＥＡＳＬ620）	〃	〃
第Ｆ―553号	仕切り甲板（A60級）	ＳＤＡ60（ＳＥＡＳＬ620）	〃	〃
第Ｆ―554号	仕切り隔壁（A30級）	ＳＢＨＡ30（ＳＥＡＳＬ620）	〃	〃
第Ｆ―555号	仕切り隔壁（A60級）	ＳＢＨＡ60（ＳＥＡＳＬ620）	〃	〃
第Ｆ―556号	不燃性材料	ＳＥＡＳＬ440	〃	〃
第Ｆ―557号	不燃性材料	ＳＥＡＳＬ620	〃	〃

○国土交通省告示第千百五十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社日立ニコトランスミッション　加茂事業所	新潟県加茂市大字下条戊405番地	軸系の変速装置	平成28年10月13日から平成33年10月12日まで
〃	〃	軸系のクラッチ	〃

○防衛省告示第二百六号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十八年十月二十日

防衛大臣　稲田　朋美

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（平成二十八年防衛省告示第百四十一号）	平成二十八年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十八年十一月六日から平成二十九年二月六日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）（平成二十八年防衛省告示第二百三号）	平成二十八年十月十四日から同月二十七日まで	平成二十八年十月二十八日から平成二十九年一月二十七日まで

○東北地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
十和田市大字洞内字妻ノ神三九番から同市大字馬洗場字下町一三七番三まで	前	二〇・五〇～一〇一・八五メートル
	後	二〇・五〇～一〇一・八五メートル　〇・五〇〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	十和田市大字洞内字妻ノ神三九番から同市大字馬洗場字下町一三七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月二十日

○関東地方整備局告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　安中都市計画道路事業三・六・十号南北中央幹線及び三・五・三号下の尻茶屋町線

三　事業施行期間　自平成二十八年十月二十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県安中市安中一丁目字上野尻、字町北、字本宿及び字前原並びに安中二丁目字本宿、字地尻、字町北及び字上野尻地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡琴浦町大字別所字鐘鋳谷尻二六九番四から同町大字別所字本谷尻西平七八二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月二十日